

(平成24年1月25日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認愛知地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	21 件
国民年金関係	18 件
厚生年金関係	3 件

## 第1 委員会の結論

申立人の平成7年5月、同年6月及び同年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年5月及び同年6月  
② 平成7年10月から同年12月まで

平成7年から8年までの間は収入がほとんど無かったが、可能な限り国民年金保険料を納付していた。納付できなかった保険料については、9年4月に結婚した後、夫が近くの銀行で数回に分けて納付した。

保険料の納付の事実が確認できるものは何も無いが、申立期間について、保険料の納付があったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①は2か月、申立期間②は3か月といずれも短期間である上、申立人は国民年金加入期間において申立期間①及び②を除き、保険料の未納は無いことから、申立人の保険料の納付意識は高かったものと考えられ、申立期間②の前後である平成7年7月から同年9月までの期間及び8年1月から同年3月までの期間については、申立人の主張どおり、それぞれ婚姻後の9年7月及び10年1月に納付されていることが確認できる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号前後の被保険者のオンライン記録における加入状況によれば、申立人の国民年金加入手続は平成7年3月又は同年4月に行われたものとみられ、この加入手続時期を基準とすると、申立期間①及び②の保険料については現年度納付することが可能であった。

さらに、申立期間①の保険料については、当時申立人が居住していたA市の国民年金被保険者名簿及び同市の収滞納一覧においては未納とされているが、その後転居したB市の平成7年度の国民年金保険料検認状況一覧票及び同市の国民年金被保険者名簿においては、他市町村で入金されたことを意味する

「夕」と記載されていることが確認できる上、申立期間①の直前である平成7年3月及び同年4月の保険料については現年度納付されている。これらのことから、婚姻前に申立人自身が2か月と短期間である申立期間①の保険料をA市において現年度納付していたものと考えられる。

加えて、申立期間②についても、3か月と短期間であり、申立人は婚姻前の期間について、可能な限り保険料を納付していたとしており、上記のとおり、平成7年3月及び同年4月については現年度納付していることが確認できることから、申立期間①の保険料と同様に申立期間②の保険料を、申立人自身が現年度納付していたものと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年10月から55年3月までの期間及び56年4月から57年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年5月から55年3月まで  
② 昭和56年4月から57年3月まで

ねんきん定期便を見たところ、1年ごとに未納、納付済み、未納、納付済みとされていることに驚いた。

私の性格上、申立期間の国民年金保険料を未納にしておいたとは考えられず、保険料は納付したはずであるので、保険料の納付の事実が確認できるものは何も無いが、申立期間について、保険料の納付があったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金加入期間において、申立期間①及び②を除き、保険料の未納は無い。

また、手帳記号番号払出整理簿及びオンライン記録によれば、申立人の国民年金加入手続は昭和56年12月頃に行われ、厚生年金保険被保険者資格を喪失した54年5月まで遡って国民年金に加入する事務処理が行われたものとみられる。この加入手続時点を基準とすると、申立期間①のうち、同年10月から55年3月までの保険料については過年度納付することが可能であり、申立期間②の保険料については、現年度納付することが可能であった。

さらに、申立人の国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）によれば、申立期間①の直後である昭和55年4月から56年3月までの保険料が過年度納付されていることが確認できることから、加入手続時点で過年度納付することが可能であった申立期間①のうち、54年10月から55年3月までの保険料についても、申立人が過年度納付したと考えても不自然ではない。

加えて、申立期間②については、その直前となる昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月までの保険料は上記のとおり過年度納付されており、直後となる 57 年 4 月以降の保険料は、申立人の国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）によれば、現年度納付されていることが確認できることから、申立人が前後の期間の保険料を納付しながら、12 か月と短期間である申立期間②の保険料を納付しなかったとは考え難い。

しかしながら、前述のとおり、申立人の国民年金加入手続が行われたとみられる時点では、申立期間①のうち、昭和 54 年 5 月から同年 9 月までの保険料については、既に時効が成立していたため、納付することができなかったと考えられる。

また、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間①のうち、昭和 54 年 5 月から同年 9 月までの保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 10 月から 55 年 3 月までの期間及び 56 年 4 月から 57 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和37年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和60年4月から同年6月まで  
時期は定かではないが、母親が私の国民年金の加入手続きを行い、自宅に郵送されてきた納付書と現金を持って、銀行で保険料を納付したので、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、申立人は、国民年金に未加入の期間はあるものの、国民年金加入期間において申立期間を除き保険料の未納は無い上、申立人の保険料を納付していたとする母親も、国民年金制度発足時から60歳に到達するまでの国民年金加入期間において未納は無いことから、保険料の納付意識は高かったものとみられる。

また、申立人は、時期は不明であるが、母親が申立人の国民年金の加入手続きを行い、保険料納付も行ってくれていたとしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和61年4月に払い出されていることから、この頃に申立人の加入手続きが行われたとみられ、この手続きの際に被保険者資格を59年12月1日に遡って取得していることが確認できる。これらのことから、申立期間の保険料については、加入手続き時期において、遡って納付することは可能であった。

さらに、母親は、自宅に郵送されてきた納付書で申立期間当時の保険料を納付していたとしているところ、オンライン記録によると、申立期間直前の昭和59年12月から60年3月までの保険料は62年1月29日に、申立期間直後の60年7月から61年3月までの保険料は62年10月28日に遡って納付していることが確認できることから、上記のとおり納付意識が高かった母親が、申立期間前後の保険料を納付しながら、3か月と短期間である申立期間の保険料のみ納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年4月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年3月から54年3月まで

婚姻届（昭和55年6月）を提出した際に、A市役所で夫が私の国民年金の加入手続を行ってくれた。加入後の国民年金保険料についてはよく覚えていないが、夫が年金手帳と一緒に送付されてきた納付書で納付したか、夫の父親名義の口座から引き落としで納付してくれていたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間において国民年金保険料の未納は無く、申立人の国民年金加入手続及び申立期間の保険料納付を行ったとする夫は、20歳到達時の昭和45年\*月から60歳到達の前月の平成22年\*月までの国民年金加入期間において保険料の未納は無いことから、夫の保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者資格取得状況から、昭和55年6月頃にA市役所で行われ、この加入手続において、資格取得日を遡って52年\*月\*日（20歳到達時）とする事務処理が行われたものとみられる。この加入手続時期を基準とすると、申立期間のうち、53年4月から54年3月までの保険料は過年度納付することが可能であった。

さらに、申立人の納付記録をみると、申立期間直後の昭和54年度の保険料は昭和55年8月4日に過年度納付されていることが確認できる。このため、保険料の納付意識の高かった夫が過年度納付することが可能な53年4月から54年3月までの保険料を送付されてきた納付書により過年度納付したと考え

ても不自然ではない。

一方、前述の加入手続時期を基準とすると、申立期間のうち、昭和 52 年 3 月から 53 年 3 月までの保険料は時効により納付することはできなかつたものとみられる。

また、申立人が申立期間のうち、昭和 52 年 3 月から 53 年 3 月までの保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 4 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額として記録されているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、当該期間の標準賞与額を、申立期間①は4万円、申立期間②は26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和52年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年3月15日  
② 平成17年12月22日

私は、申立期間①及び②において、A事業所から賞与の支給があったにもかかわらず、厚生年金保険の記録が無いため、当該期間について、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された平成17年3月分及び同年12月分の賞与支給控除一覧表の写しにより、申立人は、申立期間①において4万円、申立期間②において26万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該期間における事務手続を失念していたとして届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年11月から54年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年11月から54年2月まで

私は、昭和47年3月に大学を卒業して、実家（A市）に住んでおり、私が母親の国民年金の加入手続を同年11月に行った。その直後に私自身も国民年金に加入して集金人に保険料を納付していた。結婚後の49年9月以降についても、転居先（B市）で引き続き保険料を納付していたので、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年11月にA市で母親の国民年金の加入手続を行い、その直後に自身の加入手続も行ったとしているところ、母親の国民年金手帳によると、当該手帳は同年11月に発行されており、これは国民年金手帳記号番号払出簿における母親の国民年金手帳記号番号が払い出された時期ともおおむね一致していることから、母親については、申立人が記憶する時期に国民年金の加入手続が行われ、被保険者資格を取得していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和53年12月頃にB市に払い出された番号であり、申立人は申立期間直後の54年3月から任意加入被保険者として資格を取得したとされている。これ以前に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人の加入手続は、母親の加入手続直後ではなく、この頃に初めて同市において行われたものとみられ、申立期間は国民年金に未加入であり、保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

また、申立人は、申立期間の保険料については、最初の何回かは母親と一緒に納付し、その後も婚姻した昭和49年9月頃までA市で納付していたとして

おり、オンライン記録では、母親は47年11月から48年12月までについては国民年金に任意加入して保険料を納付していたことが確認できるものの、上記のとおり、47年11月に加入手続が行われ、国民年金に加入していた母親とは状況が異なり、申立人は国民年金に未加入であるため、母親の保険料が納付されていることをもって、申立人の保険料が納付されていたとまでは推認し難い。

さらに、申立人は、昭和49年9月頃にB市に転居した後も保険料の納付を行っており、申立期間当時の年金手帳については、同市から海外に転出する際に回収されたとしているが、同市の国民年金被保険者名簿によると、申立人はオンライン記録と同様に54年3月から国民年金に任意加入して保険料を納付していた記載は見られるものの、これ以前に他の国民年金手帳記号番号で被保険者資格を取得して同市で保険料を納付していた形跡は見当たらないほか、国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）にも他の国民年金手帳記号番号の存在が確認できる記載は見当たらない。

加えて、申立人の生年月日は「昭和24年\*月\*日」であるが、平成9年1月に社会保険庁（当時）から交付された基礎年金番号通知書には誤った生年月日「昭和24年\*月\*日」と記載されていたことについて、申立人は疑念を抱いている（平成21年11月に正しい生年月日に再度訂正済み。）。オンライン記録及びA市の国民年金被保険者名簿によると、昭和61年4月に申立人に係る任意加入の手続が、上記のB市で払い出されていた国民年金手帳記号番号を用いてA市で行われたものとみられるところ、その翌月の同年5月に正しい生年月日から誤った生年月日への訂正が行われたこととされている。この訂正の理由は不明であるものの、i) この誤った生年月日への訂正が行われたのは同年5月であるため、それ以前は申立人の生年月日は正しく管理されていたとみられること、ii) 同年4月の任意加入については従前の国民年金手帳記号番号を用いているため、引き続き申立人の年金記録として管理はされていたこと、iii) 上述の申立期間直後の記録が確認できるB市の国民年金被保険者名簿は正しい生年月日が記載されていること、iv) 誤った生年月日によって別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことを考え合わせると、誤った生年月日への訂正が、申立期間に係る保険料納付の記録誤りにつながるとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年9月から61年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和34年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和59年9月から61年6月まで

当時勤務していた病院の院長から、昭和59年9月に厚生年金保険から離脱することになったので、個々に国民年金の加入手続を行うように言われたため、このことを父親に相談した記憶がある。そして、国民年金の加入手続は、私か父親のどちらかがA市B区役所で行い、母親が近くの郵便局で国民年金保険料を納付してくれていた。

また、婚姻(昭和61年6月)届等の手続にB区役所に夫婦で出向いた際、妻の国民年金保険料の未納が発覚したので、遡って納付するように言われた。遡って納付できる期間に規定があったようで未納分全額は納付できなかったが、妻の過去の未納分を一括納付した。仮に、この時に私も未納であったなら、区役所から何らかの話があるはずだし、私も妻同様、過去の未納分を一括納付しているはずであるがそういった記憶は無い。未納無く納付していると思うので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続については、自身か父親のどちらかがA市B区役所で行ったとしているが、申立人は加入手続の時期については明確に記憶していない上、父親は亡くなっていることから、加入手続状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録及び申立人が所持する年金手帳によると、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和59年9月11日に国民年金被保険者資格を取得していることが確認できる。しかしながら、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿の資格取得欄に「59年9月11日 モレシヤ」と記載されていることから、申立期間に係る加入手続は、厚生年金保険被保険者資格を喪失した当時には行われていなかったとみられる。

さらに、妻に係るA市の国民年金被保険者名簿を見ると、当初資格取得欄に

記載されていた「61年6月\*日 種別A 事由61.12.4」が二重線で消され、備考欄には「63.7.19 資格事項取消報告書 61.6.\*~3号A期間を取消」と記載されている。これは、行政側において妻の国民年金の被保険者資格取得に当たって、婚姻（昭和61年6月）時における申立人の年金記録の確認が不十分であったと同時に、申立人も当該時点で国民年金の加入手続を行っていなかったため、申立人は厚生年金保険に加入していないにもかかわらず加入しているものとして取り扱われていたことから、妻は当初第3号被保険者として資格を取得したが、その後、何らかの理由により、申立人は59年9月11日に厚生年金保険被保険者資格を喪失していたことが判明したため、63年7月19日に妻の第3号被保険者資格を取り消す処理が行われたものとみられる。これらのことを踏まえると、申立人の申立期間に係る加入手続は、妻の第3号被保険者資格が取り消された同年7月以降に行われたものと推認できることから、申立期間当時は国民年金に未加入であったこととなり、未加入期間については国民年金保険料の納付書が送付されることはなく、母親が保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

加えて、上記のことは、申立人及びその妻のオンライン記録において、夫婦共に、昭和63年9月27日に、その時点で時効が成立しておらず、遡って保険料を納付することが可能であった申立期間直後の61年7月から63年3月までの保険料を過年度納付し、翌日の同年9月28日に同年4月から同年9月までの保険料を現年度納付していることが確認できることも符合している。これら保険料納付を行った時点を基準とすると、申立期間は既に2年の時効が成立しており、遡って保険料を納付することもできなかったと推認できる。

このほか、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人は、婚姻届等の手続にB区役所に夫婦で出向いた際、妻は未納期間の保険料を納付するよう言われ、納付可能であった期間の保険料を一括納付したが、仮に自身についても未納があれば何らかの話があり、妻同様に未納分を一括して納付しているはずであるがそういった記憶は無いとしている。このことについて、妻は聴取の過程において、婚姻届等の手続の際に、自身は氏名変更や住所変更があったために年金手帳を持参した記憶があるとしていることから、この時に妻の加入手続が行われたものと考えられるが、申立人については、前述のとおり婚姻時において加入手続が行われておらず、厚生年金保険に加入していたとみられていたことから、申立人に対しては、未納等の説明が行われなかったものと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から59年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から59年7月まで

短期大学を卒業後、就職した会社が厚生年金保険に加入していなかったため、母親が私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料についても、母親が父親と母親の分と併せて納めてくれていた。

保険料の納付の事実が確認できるものは何も無いが、申立期間について、保険料の納付があったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、これらを行ったとする母親は既に亡くなっているため、加入手続、保険料納付の状況等は不明である。

また、申立人は、母親が申立人に係る国民年金加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたとしているが、国民年金手帳記号番号払出簿、オンライン記録及びA市の国民年金被保険者名簿によれば、申立人の国民年金加入手続は平成8年4月頃に行われたものとみられ、これ以前に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、この頃に初めて申立人の加入手続が行われ、この手続の際に申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した同年3月に国民年金被保険者資格を取得する事務処理が行われたものと考えられる。このため申立人は、申立期間は国民年金に未加入であり、保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、母親が申立期間の保険料を父親及び母親の分と併せて納付してくれていたとしているところ、父親及び母親については、保険料は納付済みとされているが、父親及び母親の国民年金手帳記号番号は昭和35年12月頃に払い出され、申立期間については既に国民年金被保険者資格を取得して

いるのに対し、申立人は上記のとおり、申立期間は国民年金に未加入であることから状況が異なり、父親及び母親の納付記録をもって申立人の申立期間の保険料が納付されていたとは言い難い。

加えて、母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年2月から54年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年2月から54年4月まで

私は、昭和52年2月に会社を退職後、区役所で厚生年金保険から国民年金に切替えの手続を行った。年末には第一子が誕生していることから、国民健康保険に加入し、同時に国民年金にも加入していたはずなので、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険被保険者資格を喪失(昭和52年2月20日)した後、区役所で国民健康保険の加入手続を行うとともに、国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号前後の被保険者に係るオンライン記録における資格取得状況から、55年3月末から同年4月初めにかけて申立人の国民年金の加入手続が行われたとみられ、これ以前に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないため、この頃に初めて申立人の国民年金加入手続が行われたものと考えられる。この加入手続の際に申立人は、同年3月21日(その後、平成18年7月6日付けで厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和55年3月29日に取得日変更。)に国民年金被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられ、申立人の国民年金被保険者台帳(マイクロフィルム)によると、同年2月の欄に、「本月以前無資格」と押印されていることが確認できる。このことは、国民年金受付処理簿において取得年月日が同年3月21日とされていることと一致する上、申立人が所持する年金手帳に「初めて被保険者となった日 昭和55年3月21日」と記載されていることとも符合する。これらのことから、申立期間は、国民年金に未加入となり、納付書が発行されたとは考え難く、申立人は保険料を納付することができなかったものと考えられる。



また、国民年金被保険者台帳及びA市の国民年金被保険者名簿によると、オンライン記録と同様、昭和55年3月及び56年4月の保険料は納付されており、55年4月から56年3月までの保険料は申請免除されていることが確認できるものの、申立期間の保険料が納付された形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年3月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月から50年3月まで

私たち夫婦は、同じ会社に勤めていた。妻は、出産のため会社を退職して自身の国民年金加入手続を行い、その1年ぐらい後で私も会社を退職したので、妻が私の加入手続を行った。国民年金保険料は、加入手続後、妻がA市役所か銀行か郵便局で3か月ごとに納付していたつもりだったが、同市B町に住んでいた頃に、「これを納付すれば、満額満たしたことになる。」という内容の手紙と一緒に国民年金保険料の請求書が届き、納付時期は忘れたが、妻が夫婦二人分で合わせて数万から10万円ぐらいの保険料を同市役所か金融機関に一括で納付した。同じ頃だと思うが、同様の請求書が兄にも届き、兄はその保険料を納付したと聞いた。妻は、請求書が届けば必ず納付していたので、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び申立期間の国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする妻は、会社退職（昭和44年4月末）後に自身の加入手続を行い、その1年ぐらい後に申立人の加入手続も行い、A市役所か銀行か郵便局で3か月ごとに保険料を納付していたが、同市B町に住んでいた頃に夫婦二人分の請求書が届き、同市役所で（申立書では同市役所か金融機関で納付したとしていたが、聴取の際に変更した。）一括で保険料を納付したとしているところ、国民年金手帳記号番号払出控及び受付処理簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、50年5月29日に同市に夫婦連番で払い出されており、これ以前に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立人の国民年金手帳記号番号前後の任意加入者の資格取得状況から同年6月頃に申立人夫婦の加入手続が行われ、その手続の際に資格

取得日を遡って申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した46年3月1日とする事務処理が行われたものとみられる。この加入手続時期を基準とすると、申立期間は過年度納付と併用して第2回特例納付（49年1月から50年12月まで）により保険料納付することが可能であったものの、i）妻は、一括で納付した保険料の納付書の受領時期を48年7月に転居する前としているが、これは第2回特例納付実施期間以前となることから納付書が送付されることは考え難いこと、ii）妻は、納付書の納付対象期間、納付時期及び納付金額の記憶は明確には無いこと、iii）同市役所では、国庫金の収納は行っていないことから、妻の申立期間に係る加入手続及び保険料納付状況の記憶は曖昧である。

また、A市の申立人夫婦の国民年金被保険者名簿によると、申立期間の保険料は未納とされており、オンライン記録と一致している。

さらに、妻は、申立期間の保険料を兄と同様に過年度納付及び第2回特例納付を利用して納付したと主張しているともみられるところ、前述のとおり、妻の記憶は曖昧である上、兄は、加入手続（昭和50年10月頃）当時40歳であり、国民年金の受給権を確保（保険料納付月数等が合計で300か月必要。）するために、45年4月に遡って過年度納付と併用して第2回特例納付により保険料を納付することが必要であったが、申立人は加入手続当時29歳で、妻は33歳であり、夫婦共に加入手続時期から60歳到達の前月まで未納無く保険料を納付した場合、国民年金の受給権確保が可能であったことから、特例納付により保険料を納付する必要性があった兄が保険料を納付したことをもって妻が申立期間の保険料を納付したとする事情まではうかがえない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年11月から48年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月から48年9月まで

私は、20歳（昭和44年\*月）当時学生で、父親が学校まで送り迎えしてくれた車の中で、父親から「国民年金に入っておいたよ。」と聞いたので、私が20歳になった頃、父親がA市役所で私の国民年金の任意加入手続きを行ったと思う。国民年金保険料は、同市役所で当時の広報等を調べたら、「ねんきんさん」と呼ばれていたBさんが3か月ごとに集金しており、その人に父親が納付してくれたと思う。大学卒業後、48年10月にC市D区に転居した際、父親が転入届を提出してくれたが、最近の転入届の様式を確認したら、国民年金の記入欄があり、父親が当時その欄にも記入したはずである。父親は亡くなっており、年金手帳等証明するものは何も無いが、申立期間の保険料が未納であることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金加入手続き及び国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする父親は既に死亡しており、加入手続き及び保険料の納付状況について確認することができない。申立人は、父親から「国民年金に入っておいたよ。」と聞いたとするのみで、申立期間当時、父親から申立人の任意加入手続きを行ったとする時期及び事情など加入手続き時の状況について聞いたことはなく、加入手続き後に受領する国民年金手帳についても分からないとしているほか、昭和48年10月にC市D区に転居した際、父親が転入届に国民年金について記入したとするものの、国民年金の資格喪失届出及び住所変更届出については国民年金担当課に国民年金手帳を持参して手続きを行うこととされていることから、申立人の加入手続きについての記憶は曖昧である。

また、申立人は、父親が納付したとする保険料月額及び納付方法を具体的に

申立書に記載しており、申立人から聴取したところ、記載内容はA市役所で当時の情報を調べた内容であり、父親から聞いたものではないとしていることから、父親が申立期間の保険料を納付したとする事情までは見受けられない。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、申立人の基礎年金番号は、基礎年金番号導入後の平成9年1月1日に昭和48年10月に取得した共済組合の手帳記号番号で新規取得しており、これ以前に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立人が申立期間当時住民登録をしていたA市においても、申立人が国民年金に加入していた事実は見当たらないとしていることから、申立人は、申立期間当時国民年金に未加入となり、父親は申立期間の保険料を納付することができなかったものとみられる。

加えて、父親が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年3月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月から50年3月まで

私たち夫婦は、同じ会社に勤めていた。私は、出産のため会社を退職して自身の国民年金加入手続を行い、その1年ぐらい後で夫も会社を退職したので、私が夫の加入手続を行った。国民年金保険料は、加入手続後、私がA市役所か銀行か郵便局で3か月ごとに納付していたつもりだったが、同市B町に住んでいた頃に、「これを納付すれば、満額満たしたことになる。」という内容の手紙と一緒に国民年金保険料の請求書が届き、納付時期は忘れたが、私が、夫婦二人分で合わせて数万から10万円ぐらいの保険料を同市役所か金融機関に一括で納付した。同じ頃だと思うが、同様の請求書が義兄にも届き、義兄はその保険料を納付したと聞いた。私は、請求書が届けば必ず納付していたので、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社退職（昭和44年4月末）後に自身の加入手続を行い、その1年ぐらい後に夫の加入手続も行い、A市役所か銀行か郵便局で3か月ごとに保険料を納付していたが、同市B町に住んでいた頃に夫婦二人分の請求書が届き、同市役所で（申立書では同市役所か金融機関で納付したとしていたが、聴取の際に変更した。）一括で保険料を納付したとしているところ、国民年金手帳記号番号払出控及び受付処理簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、50年5月29日に同市に夫婦連番で払い出されており、これ以前に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立人の国民年金手帳記号番号前後の任意加入者の資格取得状況から同年6月頃に申立人夫婦の加入手続が行われ、その手続の際に資格取得日を遡って夫が厚生年金保険被保険者資格を喪失した46年3月1日とする事務処理が行われたものとみら

れる。この加入手続時期を基準とすると、申立期間は過年度納付と併用して第2回特例納付（49年1月から50年12月まで）により保険料納付することが可能であったものの、i）申立人は、一括で納付した保険料の納付書の受領時期を48年7月に転居する前としているが、これは第2回特例納付実施期間以前となることから納付書が送付されることは考え難いこと、ii）申立人は、納付書の納付対象期間、納付時期及び納付金額の記憶は明確には無いこと、iii）同市役所では、国庫金の収納は行っていないとしていることから、申立人の申立期間に係る加入手続及び保険料納付状況の記憶は曖昧である。

また、A市の申立人夫婦の国民年金被保険者名簿によると、申立期間の保険料は未納とされており、オンライン記録と一致している。

さらに、申立人は、申立期間の保険料を義兄と同様に過年度納付及び第2回特例納付を利用して納付したと主張しているともみられるところ、前述のとおり、申立人の記憶は曖昧である上、義兄は、加入手続（昭和50年10月頃）当時40歳であり、国民年金の受給権を確保（保険料納付月数等が合計で300か月必要。）するために、45年4月に遡って過年度納付と併用して第2回特例納付により保険料を納付することが必要であったが、夫は加入手続当時29歳で、申立人は33歳であり、夫婦共に加入手続時期から60歳到達の前月まで未納無く保険料を納付した場合、国民年金の受給権確保が可能であったことから、特例納付により保険料を納付する必要性があった義兄が保険料を納付したことをもって申立人が申立期間の保険料を納付したとする事情まではうかがえない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年3月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月から49年3月まで

昭和49年5月頃、A市B区役所で夫婦の国民年金加入手続を行った際、職員から申立期間の国民年金保険料を遡って納付するようにと指導された。その後、夫婦で同区役所に行き窓口で二人分の保険料を納付した。妻は2年分を1回で、私は2回ぐらいに分けて納付した。確定申告書の社会保険料控除に記載があるので、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、A市B区役所窓口で二人分の保険料を遡って納付したとしているものの、保険料納付時期、納付方法及び納付金額については覚えていないとしていることから、申立人夫婦の申立期間の保険料納付状況の記憶は曖昧である。

また、申立人夫婦は、昭和49年5月頃、A市B区役所で夫婦の国民年金の加入手続を行ったとしているところ、オンライン記録、国民年金手帳払出控及び国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は50年6月4日に同区に連番で払い出されている。それらの前後の任意加入被保険者の資格取得日から、申立人夫婦の国民年金加入手続は、同年6月頃に行われたものとみられる。この手続時期を基準とすると、申立期間のうち、43年3月から48年3月までの期間については、時効期間（2年）を経過しており、第2回特例納付以外に保険料を納付することはできない。申立人夫婦それぞれが60歳到達の前月までに保険料が納付可能な月数は、現年度で納付可能であった50年4月から起算した場合、申立人については395か月、妻については445か月となり、国民年金受給資格要件（納付済月数300月以上）を満た



すことが可能な状況にあったことから、申立人夫婦については、第2回特例納付を行う必要性はなかったものと考えられる。申立人夫婦の国民年金被保険者台帳を見ると、申立人については、申立期間のうち、43年\*月から48年3月までの期間、妻については、47年\*月（20歳到達時）から48年3月までの期間は未納とされている上、申立人夫婦が第2回特例納付を行ったことをうかがわせる事情は見当たらない。これらのことから、申立期間のうち、43年3月から48年3月までの期間について、第2回特例納付を行ったものまでの推認はできない。

さらに、申立人夫婦は、昭和48年分、49年分及び50年分の確定申告書の控え（以下「申告書」という。）並びに健康保険料の推移が記載された資料（以下「健康保険料推移」という。）を提出しており、申告書の社会保険料小規模企業共済等掛金控除欄には国民年金保険料控除額と組合健康保険料控除額のみを計上したとしている。前述のとおり、申立人夫婦の加入手続は同年6月頃に行われたものとみられ、それ以前に申立人夫婦に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない上、申立人夫婦は、加入手続後に遡って申立期間の保険料を納付したとしていることから、加入手続前となる48年分及び49年分の申告書に国民年金保険料控除額が含まれているとは考えられない。

加えて、申立期間のうち、昭和48年4月から同年6月までの保険料は、50年7月末が過年度納付の納付期限であり、第2回特例納付は49年1月から50年12月まで実施されていたことから、申立人夫婦の申立期間の国民年金保険料控除額は同年分の申告書に計上された可能性があるものとみられるものの、同年分の申告書を見ると、社会保険料小規模企業共済等掛金控除欄に9万円の記載が確認でき、健康保険料推移に基づいて算定した同年分の組合健康保険料額5万2,800円を差し引くと、差額は3万7,200円となる。同年9月4日に過年度納付済みとされた49年4月から50年3月までの期間の保険料、及び同年中に納付期限が到来していた同年4月から同年9月までの期間の現年度納付済み保険料の申立人夫婦の合計額は3万6,000円となり、同年中に納付された申立期間後の保険料額と近似する。これらのことから、提出された申告書及び健康保険料推移により申立期間の保険料を納付していたものとの推認はできない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（提出されたもの以外の確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年5月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年5月から49年3月まで

昭和49年5月頃、A市B区役所で夫婦の国民年金加入手続を行った際、職員から申立期間の国民年金保険料を遡って納付するようにと指導された。その後、夫婦で同区役所に行き窓口で二人分の保険料を納付した。私は2年分を1回で、夫は2回ぐらいに分けて納付した。確定申告書の社会保険料控除に記載があるので、申立期間の保険料が未納とされていることは納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、A市B区役所窓口で二人分の保険料を遡って納付したとしているものの、保険料納付時期、納付方法及び納付金額については覚えていないとしていることから、申立人夫婦の申立期間の保険料納付状況の記憶は曖昧である。

また、申立人夫婦は、昭和49年5月頃、A市B区役所で夫婦の国民年金の加入手続を行ったとしているところ、オンライン記録、国民年金手帳払出控及び国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は50年6月4日に同区に連番で払い出されている。それらの前後の任意加入被保険者の資格取得日から、申立人夫婦の国民年金加入手続は、同年6月頃に行われたものとみられる。この手続時期を基準とすると、申立期間のうち、47年5月から48年3月までの期間については、時効期間（2年）を経過しており、第2回特例納付以外に保険料を納付することはできない。申立人夫婦それぞれが60歳到達の前月までに保険料が納付可能な月数は、現年度で納付可能であった50年4月から起算した場合、夫については395か月、申立人については445か月となり、国民年金受給資格要件（納付済月数300月以上）を満た

すことが可能な状況にあったことから、申立人夫婦については、第2回特例納付を行う必要性はなかったものと考えられる。申立人夫婦の国民年金被保険者台帳を見ると、申立人については、申立期間のうち、47年\*月から48年3月までの期間、夫については、43年\*月（20歳到達時）から48年3月までの期間は未納とされている上、申立人夫婦が第2回特例納付を行ったことをうかがわせる事情は見当たらない。これらのことから、申立期間のうち、47年5月から48年3月までの期間については、第2回特例納付を行ったものとまでの推認はできない。

さらに、申立人夫婦は、昭和48年分、49年分及び50年分の確定申告書の控え（以下「申告書」という。）並びに健康保険料の推移が記載された資料（以下「健康保険料推移」という。）を提出しており、申告書の社会保険料小規模企業共済等掛金控除欄には国民年金保険料控除額と組合健康保険料控除額のみを計上したとしている。前述のとおり、申立人夫婦の加入手続は同年6月頃に行われたものとみられ、それ以前に申立人夫婦に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない上、申立人夫婦は、加入手続後に遡って申立期間の保険料を納付したとしていることから、加入手続前となる48年分及び49年分の申告書に国民年金保険料控除額が含まれているとは考えられない。

加えて、申立期間のうち、昭和48年4月から同年6月までの保険料は、50年7月末が過年度納付の納付期限であり、第2回特例納付は49年1月から50年12月まで実施されていたことから、申立人夫婦の申立期間の国民年金保険料控除額は同年分の申告書に計上された可能性があるものとみられるものの、同年分の申告書を見ると、社会保険料小規模企業共済等掛金控除欄に9万円の記載が確認でき、健康保険料推移に基づいて算定した同年分の組合健康保険料額5万2,800円を差し引くと、差額は3万7,200円となる。同年9月4日に過年度納付済みとされた49年4月から50年3月までの期間の保険料、及び同年中に納付期限が到来していた同年4月から同年9月までの期間の現年度納付済み保険料の申立人夫婦の合計額は3万6,000円となり、同年中に納付された申立期間後の保険料額と近似する。これらのことから、提出された申告書及び健康保険料推移により申立期間の保険料を納付していたものとの推認はできない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（提出されたもの以外の確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成9年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年1月から同年3月まで

婚約者（現在の妻）とその両親に、国民年金保険料の未納分を全額納付することを結婚の条件とされた。そのため、母親が何回かに分けて全額納付し、婚約者（現在の妻）が領収書を確認した。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金加入手続及び国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親からは、申立人の希望により聴取ができないため、申立人の加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録及び手帳記号番号払出整理簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成8年11月29日にA市に払い出されており（同年12月進達）、それ以前に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、同年11月又は同年12月に初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、この加入手続の際に、資格取得日を20歳到達時である6年\*月\*日とする事務処理が行われたものとみられる。この加入手続時期を基準とすると、申立期間の保険料を納付することは可能であったものの、i) 前述のとおり、保険料納付状況の詳細は不明であること、ii) 申立人は、母親が遡って保険料を納付した領収書を婚約者（現在の妻）が確認したとしているところ、妻は、「夫の両親が何回かに分けて納付した領収書を見せてもらったが、どの期間についての領収書だったかは確認していない。」としていることから、母親が申立期間の保険料を納付したとするまでの事情は見いだせない。

さらに、A市の申立人に係る国民年金被保険者名簿において、申立期間は「ミ」（未納）とされている上、申立期間の時期になると、年金記録管理業務

のオンライン化、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等事務処理の機械化が進み、記録漏れ、記録誤り等が生ずる可能性は少なくなっているものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和62年3月から平成2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年3月から平成2年3月まで

昭和62年4月頃、A市役所で母親が私の国民年金加入手続を行った。私は学生で収入が無かったため、申立期間の国民年金保険料は、母親が同市役所の窓口で毎月納付していた。母親が私と同様に加入手続及び保険料納付を行った妹は、20歳到達月の平成元年\*月から就職前の2年3月までの保険料は納付済みとのことである。申立期間について、保険料を納付した記録が無いとされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金加入手続及び国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親は、昭和62年4月頃にA市役所で申立人の加入手続を行い、申立期間の保険料は、同市役所の国民年金担当窓口で毎月納付し、年金手帳に判を押してもらっていたとしているところ、i) 申立期間の保険料の納付金額については覚えていないこと、ii) 同市では、申立期間当時の保険料の徴収方法は、納付書方式により金融機関等で保険料を収納しており、国民年金担当窓口では保険料を納付することができなかったとしていることから、母親の申立人に係る加入手続及び保険料納付状況に関する記憶は曖昧である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、妹の国民年金手帳記号番号は、資格取得日を平成元年\*月\*日(20歳到達時)として同年6月26日に払い出されていることから、その頃に妹の国民年金加入手続が行われたものとみられるが、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたとするA市においても、申立人に係る資格記録が存在しないなど、申立人が

申立期間当時に国民年金に加入していた事実が確認できない。このため、申立期間は国民年金に未加入となり、母親は申立人の保険料を納付することができなかったものとみられる。

さらに、戸籍の附票によると、申立人は、昭和 64 年 1 月 6 日に A 市から B 市に住所変更しており、平成 2 年 3 月 16 日に再び A 市に住所変更したことが確認できる。このため、申立人が B 市に住民登録していた期間は、母親が申立人の国民年金保険料を A 市役所で毎月納付することはできない上、B 市においても、申立人に係る資格記録は存在しない。

加えて、母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 5 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 5 月

A市に転居（平成元年1月）後、同市から送付された「昭和 63 年度国民年金保険料納付通知書」に、昭和 56 年 2 月から同年 4 月までの期間及び申立期間の納付書もつづられていた。この納付書により、私は、平成元年 3 月 28 日に金融機関で、昭和 56 年 2 月から同年 4 月までの期間及び申立期間の保険料（1 万 7, 260 円）と、63 年 5 月から同年 7 月までの期間及び同年 12 月の保険料（3 万 800 円）の合計額である 4 万 8, 060 円を、同市の職員に納付した。その際に、職員は、年金手帳の「国民年金の記録（1）」欄に被保険者となった日及び被保険者でなくなった日を記載した後、保険料を受領したとして「A市」と押印した。当時の家計簿にこの納付の記載があるので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市に転居（平成元年1月）後、同市から送付された「昭和 63 年度国民年金保険料納付通知書」に、昭和 56 年 2 月から同年 4 月までの期間及び申立期間の納付書も一緒につづられており、この納付書により、平成元年 3 月 28 日に金融機関で、昭和 56 年 2 月から同年 4 月までの期間、申立期間、63 年 5 月から同年 7 月までの期間及び同年 12 月の保険料の合計額である 4 万 8, 060 円を同市の職員に納付した際に職員が、年金手帳の「国民年金の記録（1）」欄に被保険者となった日及び被保険者でなくなった日を記載した後、保険料を受領したとして「A市」と押印したと主張しており、このことを示す資料として家計簿を提出している。この家計簿を見ると、平成元年 3 月 28 日の欄に保険料として「30800」及び「17260」と記載されており、申立人が所持する同市の「昭和 63 年度 国民年金保険料 領収証書」によると、申立人は、



昭和 63 年 5 月から同年 7 月までの期間及び同年 12 月の保険料（3 万 800 円）を、平成元年 3 月 28 日に金融機関で納付したことが確認できることから、家計簿に記載された「30800」は、当該期間の保険料を計上したものと推認される。

一方、昭和 56 年 2 月から同年 4 月までの期間及び申立期間の保険料をまとめて納付するのに必要な金額は 1 万 7,260 円であり、家計簿に記載された「17260」と一致する。しかしながら、i) 申立人が保険料を納付したとする平成元年 3 月 28 日の時点では、昭和 56 年 2 月から同年 4 月までの期間及び申立期間の国民年金保険料は、時効により納付することができないこと、ii) オンライン記録及び申立人が 54 年 1 月から平成元年 1 月まで居住していた B 町の国民年金被保険者名簿によると、昭和 56 年 2 月から同年 4 月までの保険料は現年度納付されたことが確認できること、iii) A 市では、昭和 63 年度当時に、申立人が記憶する姓の職員は国民年金担当課に存在しておらず、職員を金融機関に派遣して保険料の徴収事務を行うことはなかったほか、申立人の年金手帳に押印されている「A 市」は、切替手続等の際に押印するものであり、国民年金の取得・喪失・種別変更の履歴を示すのみで、納付記録を示すものではないとしていることから、申立人の主張は不合理である。

また、家計簿の平成元年 3 月 28 日の欄に記載された支出額（同欄に貼付されたレシートの合計額を含む。）のうち、「17260」を除く支出額（「53000」、「3300」、「30800」及び「1848」）の合計額は 8 万 8,948 円となり、同欄に支出額の合計額として計上されている「88948」と一致するものの、「17260」を含む支出額（「53000」、「3300」、「30800」、「17260」及び「1848」）の合計額は 10 万 6,208 円となることから、前述の支出済みの合計額「88948」とは相違する。

さらに、申立人が所持する年金手帳には、平成元年 3 月 7 日に B 町から A 市に住所変更手続したことが記載されており、同手帳の「国民年金の記録（1）」に記載された「被保険者となった日 昭和 57 年 5 月 1 日、被保険者でなくなった日 昭和 57 年 6 月 1 日」には、それぞれ「A 市」と押印されているほか、B 町の国民年金被保険者名簿には、資格取得日は昭和 56 年 2 月 1 日、資格喪失日は同年 5 月 1 日と記載されているのみで、この資格喪失後の国民年金加入期間に係る資格取得日及び資格喪失日の記載は無い。これらのことから、申立期間を強制加入被保険者期間とする事務処理は、平成元年 3 月 7 日に A 市に住所変更手続した際に併せて行われたものとみられる。この住所変更手続時点を基準とすると、申立期間の国民年金保険料は時効となることから、申立人は申立期間の保険料を納付することができなかったものとみられる。

以上のことから、申立人が提出した家計簿の平成元年 3 月 28 日の欄に保険料として「30800」及び「17260」と記載されていることをもって、申立人が同年 3 月 28 日に申立期間の国民年金保険料を納付したものと推認することはできない。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年3月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月から50年12月まで

私が20歳(昭和45年\*月)になった頃、当時住み込みで勤務していた会社の社長の勧めで、私か社長がA市B区役所で国民年金の加入手続を行ったと思う。申立期間当時、私の国民年金保険料は、同僚であった社長の息子と一緒に社長が納付してくれていたはずだ。申立期間の保険料を納付したことを示す資料は無いが、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳(昭和45年\*月)になった頃、当時住み込みで勤務していた会社の社長の勧めで、自身か社長がA市B区役所で国民年金の加入手続を行ったと思うとしているほか、申立期間の保険料は、同僚であった社長の息子と一緒に社長が納付してくれていたはずだとしているが、これらを行った社長は既に死亡しており、申立人が一緒に納付していたとする社長の息子から聴取するも、亡くなった社長に任せていたのでよく分からないとしていることから、申立人の申立期間に係る加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年1月22日にA市B区で払い出されており、これ以前に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、その頃に初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、この加入手続の際に、資格取得日を遡って45年\*月\*日(20歳到達時)とする事務処理が行われたものとみられる。この加入手続時期を基準とすると、申立期間のうち、同年3月から48年9月までの保険料は時効により納付することができず、申立期間のうち、同年10月から50年3月までの保険料は過年度納付

及び同年4月から同年12月までの保険料は現年度納付することが可能であったものの、前述のとおり、これらを行ったとする会社の社長は既に死亡しているほか、申立人が一緒に納付していたとする社長の息子もよく分からないとしていることから、当該期間の保険料が納付されたことをうかがわせる事情を見いだすことはできない。

さらに、申立人は、申立期間当時、社長が社長の息子と自身の国民年金保険料を一緒に納付してくれていたはずであると主張しているところ、オンライン記録によると、社長の息子の国民年金加入手続は、昭和52年4月から同年5月頃までに行われている。このため、社長の息子は、申立期間当時、国民年金に未加入となることから、社長が社長の息子と申立人の申立期間の保険料を一緒に納付することはできなかった。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成7年6月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年6月から同年9月まで

私は会社を退職（平成7年5月）後、すぐに転職した。転職先は、厚生年金保険に加入していなかったため、A市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、毎月、母親と一緒に同市役所の窓口に行き納付書で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職（平成7年5月）後、A市役所で国民年金の加入手続を行い、保険料は、毎月、母親と一緒に同市役所の窓口に行き納付書で納付したとしているところ、加入手続時期及び申立期間の保険料の納付金額については覚えていないとしていることから、申立人の申立期間に係る加入手続及び保険料納付状況の記憶は曖昧である。

また、オンライン記録及び国民年金記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、資格取得年月日を平成3年\*月\*日（20歳到達時）として、同年6月6日にA市で払い出されており、その後、4年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことにより、国民年金被保険者資格を喪失したことが確認できる。このことは、同市の国民年金被保険者名簿の資格記録の記載内容とも符合し、これらいずれの記録にも申立期間において申立人が国民年金に加入し、保険料を納付していたことをうかがわせる形跡は見当たらない。このため、申立期間は国民年金に未加入であったものとみられ、申立人は、申立期間の保険料を納付することはできなかつたものとみられる。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年1月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年1月から61年3月まで

私は会社退職(昭和54年12月)後、A町役場で国民年金の任意加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料は、口座振替や集金により納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社退職(昭和54年12月)後、A町役場で国民年金の任意加入手続を行い、申立期間の保険料は、口座振替や集金により納付していたとしているところ、加入手続後に交付される年金手帳の受領、申立期間の保険料の納付周期及び納付金額については覚えていないとしていることから、申立人の申立期間に係る加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年6月3日にA町で払い出されており、これ以前に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、その頃に初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、この加入手続の際に、資格取得日を第3号被保険者の制度が開始された同年4月1日とする事務処理が行われたものとみられる。このことは、同町の「国民年金被保険者台帳」に記載されている資格取得日及び申立人が所持する年金手帳の「初めて被保険者になった日」欄に記載されている資格取得日も符合しており、申立人が申立期間において国民年金に加入し、保険料を納付していた形跡は見受けられない。このため、この資格取得日を基準とすると、申立期間は、国民年金に未加入となり、申立人は、申立期間の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家

計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる  
周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す  
ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることは  
できない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成21年4月から22年3月までの国民年金保険料については、学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年4月から22年3月まで

私は、会社退職（平成17年3月）後、同年4月から学生となり、平成17年度からは毎年5月頃に国民年金の学生納付特例の申請手続きを行ってきた。申立期間についても21年5月にA市B区役所に郵送で申請手続きを行ったと思うので、申立期間が未納とされていることは納得できず、学生納付特例期間であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社退職（平成17年3月）後、同年4月から学生となり、平成17年度からは、毎年5月頃に国民年金の学生納付特例の申請手続きを行い、申立期間についても21年5月にA市B区役所に郵送で学生納付特例の申請手続きを行ったと思うとしているが、その申請時期及び申請後において送付される国民年金保険料学生納付特例申請承認通知書の受領の有無についてはよく覚えていないとしていることから、学生納付特例申請状況の記憶は曖昧である。

また、申立人は、申立期間の学生納付特例の申請手続きを行ったとしているが、オンライン記録によると、申立期間は未納とされている上、A市B区役所では、平成21年度に申立人の申立期間に係る学生納付特例の申請手続きを受け付けた記録等は無かったとしていることから、申立期間において学生納付特例の申請手続きが行われ、承認されていたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

さらに、オンライン記録の納付書発行事蹟欄<sup>せき</sup>によれば、申立人に対して、平成22年2月15日に申立期間のうち21年4月から同年12月までの期間の納付書が作成されている。申立期間が学生納付特例の承認がされていれば、この納付書が作成されることはないことから、当該期間が学生納付特例の承認を受け



ていたとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間に係る学生納付特例の申請を行ったことを示す関連資料は無く、ほかに学生納付特例の申請を行ったことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年9月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年9月から61年3月まで

母親がA市B区役所で私と弟の国民年金の加入手続を行ってくれた。その後、母親が同区役所で私と弟の国民年金保険料を遡ってまとめて納付したはずである。申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親は、申立人と弟の国民年金加入手続をA市B区役所で行い、申立期間の保険料は同区役所で申立人と弟の分と一緒に遡ってまとめて納付したとしているものの、加入手続時期、申立期間の保険料の納付時期及び納付金額については覚えていないとしていることから、申立人の申立期間に係る国民年金加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録、国民年金手帳記号番号払出簿及びA市の国民年金被保険者名簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年10月15日に同市B区で弟と連番で払い出されており、これ以前に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、その頃に初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、この加入手続において、資格取得日を遡って20歳到達時の51年\*月\*日(平成21年10月6日に厚生年金保険被保険者資格喪失日が昭和52年2月26日とされていたことから、資格取得日を同年2月26日に訂正されている。)とする事務処理が行われたものとみられる。その後、申立人が57年9月1日から厚生年金保険の障害年金受給権者であるとして、62年8月4日に同区役所に国民年金保険料免除理由該当届が提出されている。この場合、制度上は57年9月から61年3月まで任意加入期間とな

り、加入手続時期から遡って資格を取得することはできないことから、62年10月1日に厚生年金保険の障害年金受給権発生年月日の57年9月1日を国民年金被保険者資格喪失日とした上で、61年4月の法改正により厚生年金保険の障害年金受給権者も国民年金の第1号被保険者とされたため、同年4月1日を資格取得日とする資格記録の追加処理が行われたことが確認できる。この追加処理が行われる前までは、申立期間は強制加入被保険者期間とされていたものとみられ、この手帳記号番号払出時期（同年10月）を基準とすると、申立期間のうち、57年9月から59年6月までの保険料は時効により納付することはできない。

さらに、申立期間のうち、昭和59年7月から61年3月までの保険料は、前述の手帳記号番号払出時期を基準とすると、過年度納付することは可能であったものの、母親は、申立期間の保険料は、申立人と弟の分を一緒に遡ってA市B区役所でまとめて納付したとしているところ、i) 同市では、申立人の手帳記号番号払出時期において、区役所の担当窓口で保険料の徴収は行っておらず、区役所内の銀行派出所でも国庫金となる過年度保険料は取り扱っていなかったとしていること、ii) 前述の資格記録が追加処理された時点を基準とすると、申立期間は国民年金に未加入となり保険料を納付することはできないこと、及びこの資格記録の追加処理前後に申立期間のうち、59年7月から61年3月までの保険料が納付されていれば、保険料は過誤納保険料となり還付されることになるが、オンライン記録及び同市の国民年金被保険者名簿には、当該期間の保険料が過誤納保険料となった形跡は見当たらないこと、iii) 申立人と連番で国民年金手帳記号番号が払い出され、資格取得日を遡って20歳到達時となる56年\*月\*日とされている弟の納付記録を見ると、申立期間を含む同年8月から61年3月までの保険料は未納とされていることから、申立期間のうち、59年7月から61年3月までの保険料が納付されたことをうかがわせる事情を見いだすことはできない。

加えて、オンライン記録及びA市の国民年金被保険者名簿をみると、申立期間は国民年金に未加入とされており、これらの記録に齟齬<sup>そご</sup>は無く、不自然な点は見受けられない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年7月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年7月から53年3月まで

夫が会社を退職（昭和50年7月）した頃に、A町役場で夫が夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。加入後の国民年金保険料は、夫が同居していた父親が自治会の集金人に家族全員分を納付してくれていたはずだ。詳細は覚えていないが、夫の申立期間の保険料は納付済みとされているのに、私の申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び申立期間の国民年金保険料納付に直接関与しておらず、保険料納付を行ったとする父親は既に死亡しているほか、夫は、会社を退職（昭和50年7月）した頃に、A町役場で夫婦二人分の国民年金加入手続を行い、保険料は、自治会の集金人に納付した覚えがあるものの、加入手続後に交付される年金手帳の受領の有無、申立期間の保険料の納付金額及び納付周期についてはよく覚えていないとしていることから、申立人に係る加入手続及び申立期間の保険料納付状況の詳細は不明である。

また、申立人は、夫と一緒に昭和50年7月頃に国民年金の加入手続を行ったとしているところ、A町の夫の国民年金被保険者名簿によると、資格取得日は同年7月8日とされ、備考欄には、「昭和50・7・8 受付」と記載されていることから、夫の国民年金の加入手続は、同年7月8日に行われたとみられる。しかしながら、同町の申立人の国民年金被保険者名簿を見ると、資格取得日はオンライン記録及び申立人が所持する年金手帳と同様、同年7月8日とされており、同名簿の備考欄には「昭和55・6・2 受付」と記載されていることから、申立人の国民年金加入手続は、55年6月2日に行われたものとみられる。このため、申立人は、申立期間当時、国民年金に未加入となり、父親

及び夫が申立期間の保険料を納付することはできない上、この加入手続時期を基準とすると、申立期間の保険料は時効により納付することができない。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、父親及び夫が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年4月頃から26年5月21日まで  
② 昭和28年8月30日から29年8月30日まで

私は、昭和24年4月頃、元勤めていたA社に再入社し、29年8月30日まで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は、連絡先が明らかでないことから、申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間①において被保険者記録が確認できる同僚で、連絡先が判明した7人に照会し、このうち2人から回答を得たが、いずれも申立人を記憶していない。

さらに、A社において申立人と同じ日(昭和26年5月21日)に被保険者資格を取得し、申立期間②において引き続き被保険者資格が確認できる同僚4人のうち、1人(36年9月22日に被保険者資格喪失)は、「入社した時期は、申立人と同じ頃だったが、申立人は、私が退職する前の昭和28年頃に退職した。」と証言している。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間①において整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案6990

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年1月頃から32年7月1日まで  
② 昭和33年12月1日から42年1月12日まで

申立期間①においてはA社に勤務し、申立期間②においては同社B支店に勤務していたが、厚生年金保険の記録が無い。申立期間①及び②において両社に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

A社は、「正社員の人事記録等については整理、保管しているが、申立人の人事記録等が見当たらないことから、申立人が当社に勤務していたかは分からない。仮に当社に勤務していたとしても正社員ではなかった。当時、当社の看板を借りて個人で営業を行い、売上手数料を得ていた渉外員がおり、社会保険の加入は無かった。」と回答している。

また、申立期間①及び②について、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同社B支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番は無く、申立人の氏名も無い。

さらに、申立期間①及び②当時、A社及び同社B支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている複数の同僚に照会したところ、申立人を記憶しておらず、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる具体的な証言を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案6991

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年3月21日から44年1月27日まで  
② 昭和44年4月23日から45年1月31日まで

昭和45年9月22日に脱退手当金を受給したことになっているが、当時は妊娠中で、脱退手当金を受給した記憶は無い。脱退手当金支給済みの記録を訂正し、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書には、申立人の当時の住所が記載され、昭和45年7月29日に申立人の住所を管轄する社会保険事務所（当時）で受付されており、当該社会保険事務所では、脱退手当金支給決定旨を作成して決裁を得るなど適正に裁定手続を行っていることが確認できる上、支給日である昭和45年9月22日に隔地払いされていることが確認できる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。